

## 自家用電気工作物を設置する者の事故報告

電気事故が発生したときは、電気関係報告規則第3条により報告が義務付けられていますので、遺漏のないよう報告してください。

以下に、報告対象となる事故、報告の方法等を紹介します。

### <報告の対象となる事故>

事故	報告の方式	報告期限		報告先
		速報（電話・FAX等）	電気関係事故報告	
一 感電又は電気工作物の破損若しくは電気工作物の誤操作若しくは電気工作物を操作しないことにより人が死傷した事故（死亡又は病院若しくは診療所に入院した場合に限る）	速報及び電気関係事故報告	事故の発生を知った時から24時間以内	事故の発生を知った日から起算して30日以内	所轄産業保安監督部長
二 電気火災事故（工作物にあつては、その半焼以上の場合に限る。）	同上	同上	同上	同上
三 電気工作物の破損又は電気工作物の誤操作若しくは電気工作物を操作しないことにより、他の物件に損傷を与え、又はその機能の全部又は一部を損なわせた事故	同上	同上	同上	同上
四 次に掲げるものに属する主要電気工作物の破損事故 イ 出力90kW未満の水力発電所 ロ 火力発電所（汽力、ガスタービン（出力1,000kW以上のものに限る。）、内燃力（出力10,000kW以上のものに限る。）、これら以外を原動力とするもの又は2以上の原動力を組み合わせたものを原動力とするものをいう。以下同じ。）における発電設備（発電機及びその発電機と一体となって発電の用に供される原動力設備並びに電気設備の総合体をいう。以下同じ。）（ハに掲げるものを除く。） ハ 火力発電所における汽力又は汽力を含む二以上の原動力を組み合わせたものを原動力とする発電設備であつて、出力1,000kW未満のもの（ボイラーに係るものを除く。） ニ 出力500kW以上の燃料電池発電所 ホ 出力50kW以上の太陽電池発電所 ヘ 出力20kW以上の風力発電所 ト 電圧17万V以上（構内以外の場所から伝送される電気を変成するために設置する変圧器その他の電気工作物の総合体であつて、構内以外の場所に伝送するためのもの以外のものにあつては10万V以上）30万V未満の変電所（容量30万kVA以上若しくは出力30万kW以上の周波数変換機器又は出力10万kW以上の整流機器を設置するものを除く。） チ 電圧17万V以上30万V未満の送電線路（直流のものを除く。）	同上	同上	同上	同上
チ 電圧17万V以上30万V未満の送電線路（直流のものを除く。）	速報及び電気関係	事故の発生を知った時から	事故の発生を知った日から	所轄産業保安監督

リ 電圧1万V以上の需要設備 (自家用電気工作物を設置する者に限る。)	事故報告	24時間以内	起算して30日以内	部長
五 次に掲げるものに属する主要電気工作物の破損事故(第一号、第三号及び第八号から第十号までに掲げるものを除く。) イ 出力90万kW以上の水力発電所 ロ 電圧30万V以上の変電所又は容量30万kVA以上若しくは出力30万kW以上の周波数変換機器若しくは出力10万kW以上の整流機器を設置する変電所 ハ 電圧30万V(直流にあっては電圧17万V)以上の送電線路	速報及び電気関係事故報告	事故の発生を知った時から24時間以内	事故の発生を知った日から起算して30日以内	経済産業大臣
六 水力発電所、火力発電所、燃料電池発電所、太陽電池発電所又は風力発電所に属する出力10kW以上の発電設備に係る7日間以上の発電支障事故	速報及び電気関係事故報告	事故の発生を知った時から24時間以内	事故の発生を知った日から起算して30日以内	所轄産業保安監督部長
七～十 <省略>	自家用電気工作物は報告対象外となっています。			
十一 一般送配電事業者の一般送配電事業の用に供する電気工作物又は特定送配電事業者の特定送配電事業の用に供する電気工作物と電氣的に接続されている電圧3,000V以上の自家用電気工作物の破損又は自家用電気工作物の誤操作若しくは自家用電気工作物を操作しないことにより一般送配電事業者又は特定送配電事業者に供給支障を発生させた事故	速報及び電気関係事故報告	事故の発生を知った時から24時間以内	事故の発生を知った日から起算して30日以内	所轄産業保安監督部長
十二 ダムによって貯留された流水が当該ダムの洪水吐きから異常に放流された事故	同上	同上	同上	同上
十三 第一号から前号までの事故以外の事故であって、電気工作物に係る社会的に影響を及ぼした事故	同上	同上	同上	同上

### 3. 事故報告の方法等

#### (1) 速報

速報は、事故の発生の日時および場所、事故が発生した電気工作物、事故の概要について電話・FAX等により行うこと。(電気関係報告規則第3条第3項)

速報は事故の発生を知った時から24時間以内可能な限り速やかに報告すること。報告事項のものをなくすため、又は土日等において発生した場合には、電気関係事故報告の様式又は電気事故速報第1報様式例を使ってFAXで送信してください。

また、事故発生の当初、これらの事項のうち不明な点があっても、先ず知り得た範囲を第1報として報告すること。その後不明な点が判明した時又は第1報の内容の一部を訂正する必要が生じた時は、第2報、第3報として報告すること。

#### (2) 電気関係事故報告

電気関係事故報告は、報告様式が電気関係報告規則第3条第3項により定まっている。

(様式第13)

この報告には、次のような表紙を付けて期限内に提出すること。

電 気 事 故 報 告 書

平成 年 月 日

中部近畿産業保安監督部長 殿

〒000-0000

住所 ○○県○○市○○町○○丁目○○番地

氏名(名称及び代表者の氏名)

○○○○株式会社

代表取締役 ○○ ○○ 印

電気関係報告規則第3条の規定により別紙のとおり電気事故について報告します。

## 電 気 関 係 事 故 報 告

1. 件 名 :
2. 報告事業者 1) 事業者名 (電気工作物の設置者名) : 2) 住所 :
3. 発生日時 :
4. 事故発生 of 電気工作物 (設置場所、使用電圧) :
5. 状 況 :
6. 原 因 :
7. 被害状況 : 1) 死傷 : 有・無 内容 : 2) 火災 : 有・無 内容 : 3) 供給支障 : 有 (供給支障電力、供給支障時間)・無 内容 : 4) その他 (上記以外の他に及ぼした障害) 内容 :
8. 復旧日時 :
9. 防止対策 :
10. 主任技術者の氏名及び所属 (外部委託承認がある場合は、委託先情報) :
11. 電気工作物設置者の確認 : 有・無

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

#### 4. 報告書の記載要領

以下を参照すること。なお、記載内容が多岐にわたる欄につきましては、必要に応じ別紙により記載を行って差し支えない。

報告書欄	記 載 要 領
1. 件 名	<p>発生した電気事故の件名を次の要領により記入する。</p> <p>(1)・感電死傷事故の場合            作業者（又は公衆）感電死亡（又は負傷）事故            ・感電以外（アーク発生等）による死傷（負傷）事故の場合            作業者（又は公衆）のアーク（※）による死亡（又は負傷）事故            （※死傷・負傷の要因を記載のこと）</p> <p>(2)電気火災事故の場合            電気火災事故</p> <p>(3)主要電気工作物の破損事故の場合            ○○発(変)電所(主要電気工作物名)損壊事故            ○○送電線断線(あるいは支持物倒壊等)事故</p> <p>(4)発電支障事故の場合            ○○発電所発電支障事故</p> <p>(5)他社に供給支障事故を波及させた場合            ○○電力会社○○変電所(あるいは○○送、配電線系) F○○ 波及事故</p> <p>(6)ダムに貯留された流水が当該ダムの洪水吐から異常に放流された場合            この内容を表わす件名を簡明に記載する。</p> <p>(7)電気工作物に係る社会的影響を及ぼした事故の場合            この内容を表わす件名を簡明に記載する。</p> <p>(8)以上に掲げる事故が重複して発生した場合            主要電気工作物の損壊事故と供給支障事故が併発した場合には主要電気工作物の損壊事故の件名を記載する等、その事故を代表する件名を記載する。</p>
2. 報告事業者 1)事業者名 2)住所	<p>自家用電気工作物を設置する者で、個人業にあつてはその氏名及び住所、法人にあつてはその名称及び住所を記入する。</p>
3. 発生日時	<p>事故の発生した年月日時分及び、事故発生場所の天候(晴、曇、雨、雪、霧、風等)を記載する。</p>
4. 事故発生の電気工作物 (設置場所、使用電圧)	<p>(1)事故が発生した事業場名及び事業場の住所を記載する</p> <p>(2)事故が発生した電気工作物を次の例示の要領により、具体的に記載する。            ○○発電所○号機 ○○変電所バンク計器用変成器            ○○送電線○○号鉄塔○号線○相懸垂碍子</p> <p>(3)事故発生の電気工作物が、発電所、変電所、開閉所又は特別高圧電線路の場合には、その名称、その他の場合は都道府県都市町村及び字の名称並びに番地を記載すること。            なお、(A)主要電気工作物以外の電気工作物の事故であつて、供給支障事故を伴う場合は、電気工作物の事故の発生した場所を記載する。            (B)他社事故波及の場合は、○○社事故波及と記載する。</p> <p>(4)事故発生の電気工作物の使用電圧を記載する。</p> <p>(5)故障、損傷、破壊(絶縁破壊を含む。)等の被害をうけた電気工作物の種類、定格電圧、定格容量、製作年月、製作会社名等を記載する。</p> <p>(6)当該事業場の受電契約最大電力及び受電電圧を記載する。</p> <p>(7)自家発電設備がある場合は、自家発電設備の認可最大出力及び発電機電圧を記載する。</p>

<p>5. 状 況</p>	<p>次の各項のうち事故に関係あるものについて要領よく記載する。</p> <p>(1)事故発生前の状況(気象、発電状況、負荷状況、電力潮流、関係電気工作物の施設状況、保守点検の状況、運転の状況、作業の状況、その他)</p> <p>(2)事故発生の経緯(事故の発生、拡大の電氣的及び時間的経緯、保護装置の表示、動作状況、保安通信、給電連絡等の状況、その他)</p> <p>(3)電気工作物の被害の程度、被害の種類と数量を記載する。  (種類) 破損、折損、倒壊、傾斜、焼損、断線等  (数量) 台数、基数、条数、個数、式、組等  たとえば何mm<sup>2</sup>何電線何条断線、鉄塔何基倒壊、変圧器1次コイル何個焼損、77kV OCB白相ブッシング破損というように表現する。</p> <p>(4)事故の発生、拡大の経緯に係る電気工作物及び被害電気工作物に設置された主な保護装置の種類(型、定格、製作年月、製作会社名等)及びそれらの動作の適否(リレーの整定値の適否等を含む。)を記載する。否の場合は、原因も記載する。</p> <p>(5)応急措置</p> <p>(6)復旧操作、事故後の処置並びに事故発生経緯及び原因について検討内容及びその結果を記載する。  なお、感電死傷事故の場合には、作業の状況として作業指示状況、作業種別、作業時の服装、活線作業方法及び感電部分(流入部及び流出部)についても記載する。  また作業者(自社職員と自社の工事請負者の命をうけて、電気関係の作業に従事している者との別を( )で記載する。)と公衆(作業者以外の者をいう。)との別を記載する。  作業者の場合は年齢と経験年数を記載する。</p>
<p>6. 原 因</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一行目については、別表「原因分類表」1～3に基づき、原因区分を記載する。  例 (波及事故の場合)【故意・過失－作業者の過失】  (感電事故の場合)【感電(公衆)－被害者の過失】</li> <li>・2行目以降で、原因の詳細について記載する。(記載内容が多岐にわたる場合は別紙に記載可)</li> </ul>
<p>7. 被害状況</p> <p>1)死傷</p> <p>2)火災</p> <p>3)供給支障</p> <p>4)その他</p>	<p>1)死傷者の死傷原因、負傷の程度を記載する</p> <p>2)火災の程度(半焼、全焼、類焼の有無)を記載する</p> <p>3)供給支障電力、供給支障時間を記載する</p> <p>4)電気工作物の故障、損傷又は破壊により他に及ぼした障害の概要を記載する。  例(1)水路工作物の決壊による田畑の冠水、流失、電気事故による山火事等  (2)自社の電気工作物の事故で他社の施設に電氣的に影響を及ぼし、電気工作物の損壊、又は供給支障事故を波及させたもの。</p>
<p>8. 復旧日時</p>	<p>仮復旧と本復旧別に記載し、仮復旧については、本復旧見込日時を併記する。</p>
<p>9. 防止対策</p>	<p>事故について検討した結果、同種の事故の再発及び拡大を防止するために実施した(する)対策を具体的に記載する。(記載内容が多岐にわたる場合は別紙に記載可)</p>
<p>10. 主任技術者の氏名及び所属</p>	<p>(1)事故発生電気工作物に係る主任技術者の選任区分に応じた氏名及び所属部課、役職を記載する。外部委託の場合は外部委託先名(管理技術者名、法人にあっては法人名および従事者名)を記載する。</p> <p>(2)事故発生電気工作物に係る主任技術者の資格の種別及び選任区分(選任(電気事業法施行規則第55条第1項)、外部委託(同53条第1項)、兼任(同53条第2項)又は許可(電気事業法第43条第2項)の区分)を記載し、外部委託の場合は委託先(管理技術者にあってはその氏名、電気保安法人にあっては法人名と従事者名)を記載する。</p>

11. 電気工作物 設置者の確認	設置者の確認の有無を記載する。(表紙に設置者の押印があれば「有」でよい)
(注)「状況」「原因」「事故発生の電気工作物」「その他(上記以外の他に及ぼした障害)」「防止対策」等を説明するため、必要に応じ写真・図面・計算書等を、感電死傷事故の場合には医師の診断書等を添付する。	

原因分類表1(電気工作物損壊事故、波及事故)		
原因別		内 容
大分類	小分類	
設備不備	製作不完全	電気工作物の設計、製作、材質等の欠陥によるもの。
	施工不完全	建設、補修等の工事における施工上の欠陥によるもの。
保守不備	保守不完全	巡視、点検、手入れ等の保守の不完全によるもの。
	自然劣化	製作、施工及び保守に特に欠陥がなかったにもかかわらず、電気工作物の材質、機構等に劣化を生じたもの。
	過負荷	定格容量以上の過電流によるもの。
自然現象	風雨	雨、風又は暴風雨によるものをいい、風のために飛来した樹木片等の接触によるものを含む。
	氷雪	雪、結氷、ひょう、あられ、みぞれ又は暴風雪によるもの。
	雷	直撃雷又は誘導雷によるもの。
	地震	地震によるもの。
	水害	洪水、高潮、津波等によるもの。
	山くずれ、なだれ	山くずれ、なだれ、地すべり、地盤沈下等によるもの。
	塩、ちり、ガス	塩、ちり、霧、悪性ガス、ばい煙等によるもの。
故意・過失	作業者の過失	作業者(自社又は自社の工事請負者の命を受けて作業に従事している者をいう。以下同じ。)の過失によるもの。
	公衆の故意・過失	投石、電線の盗取、自殺等公衆(作業者以外の者をいう。以下同じ。)の故意又は過失によるもの。
	無断伐木	公衆が電気工作物に接近した樹木を伐採するに際して、電気工作物の施設者に連絡せず、無断で伐採したため電気工作物の機能に障害を与えたもの。
	火災	電気工作物に近接した家屋の火災、山火事、山焼き等の類焼によるもの。
他物接触	樹木接触	樹木の傾斜又は倒壊による接触又は接近によるもの。なお、電気工作物の施設者が当然伐採すべき範囲の樹木の接触によるものは、「保守不完全」とする。
	鳥獣接触	ねこ、ねずみ、へび、又は鳥類等の接触、営巣等によるもの。
	その他の他物接触	たこ、ラジオゾンデ、アドバルーン、模型飛行機、熱気球等の接触によるもの。
腐しよく	電気腐しよく	直流式電気鉄道からの漏えい電流等による腐しよくによるもの。
	化学腐しよく	化学作用による腐しよくによるものをいい、電気腐しよく及び化学腐しよくの合作用によるものは電気腐しよくとする。
震動	震動	重車両の通行、基礎工事等の震動によるもの。

他事故波及	自社	自社の他の電気工作物の事故が波及したもの。
	他社	自社以外の電気工作物の事故が波及したもの。
燃料不良	燃料不良	設計燃料と著しく異なる成分の燃料を使用することによるもの。
その他	その他	各表ごとにその表の「原因」の項のいずれの分類にもはまらないもの。
不明	不明	調査しても原因が明らかでないもの。

原因分類表2(電気火災事故、感電事故)		
原因別	内 容	
電 気 火 災	設備不備	原因分類表1の「設備不備」に同じ。
	保守不備	原因分類表1の「保守不備」に同じ。
	自然現象	原因分類表1の「自然現象」に同じ。
	過失	原因分類表1の「作業者の過失」、「公衆の故意・過失」及び「無断伐木」に同じ。
	無断加工	電気工作物の保守責任者に無断で行った電気工作物の改変又はこれに直接影響をおよぼす物件の設置、変更等によるもの。
	その他	上記いずれの分類にもはまらないもの。
感 電 （ 作 業 者 ）	作業準備不良	作業計画、工具、資材又は防具の点検、検電、給電関係の打合わせ等の作業準備の不良によるもの。
	作業方法不良	作業手順の無視、作業上の連絡確認の不十分、接地の不備、命令に対する不服従等によるもの。
	工具・防具不良	作業着手前の点検によっては発見されなかった工具又は防具の欠陥によるもの。
	電気工作物不良	電気工作物の施設上の欠陥によるもの。
	被害者の過失	服装の不良、技術の未熟、心身状態の欠陥等によるもの。
	第三者の過失	被害者に過失がなく、他人の人為的行為によるもの。
	その他	上記のいずれの分類にもはまらないもの。
感 電 （ 公 衆 ）	電気工作物不良	電気工作物の施設上の欠陥によるもの。
	被害者の過失	伐木、屋上作業等の際の不注意、無断昇柱、たこ揚げ、電線の盗取、魚とり等によるもの。
	第三者の過失	被害者に過失がなく、他人の人為的行為によるもの。
	自殺	自殺の目的で感電したもの。
	無断加工	電気工作物の保守責任者に無断で行った電気工作物の改変又はこれに直接影響をおよぼす物件の設置、変更等によるもの。
	その他	上記のいずれの分類にもはまらないもの。

原因分類表3(分類表1、2以外の事故)	
原因別	内 容
電気工作物の欠陥	原因分類表1の「設備不備」又は「保守不備」によるもので、損傷・破壊を伴わないもの。
電気工作物の損壊	電気工作物の損傷・破壊によるもの。
電気工作物の操作	被害者又は第三者の人為的行為によるもの。



## 5. 報告先

愛知県・岐阜県・三重県・長野県・静岡県（ただし次の地域を除く：岐阜県の郡上市の一部、飛騨市の一部、関ヶ原町の一部、三重県の熊野市（一部を除く）以南、静岡県の富士川以東）で発生した電気事故については、中部近畿産業保安監督部 電力安全課あてに報告すること。

中部近畿産業保安監督部 電力安全課

〒460-8501 名古屋市中区三の丸2-5-2

電話(直通) 052-951-2817 FAX 052-951-9802